

令和2年5月1日

保育園（所）
認定こども園
保護者各位

津山市長 谷口 圭三
(公 印 省 略)

保育園(所)・認定こども園の登園自粛に係る保育料の還付期間の延長について

本市の保育行政の推進ならびに新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

全国的な感染拡大が未だ解消せず、本市でも感染者が確認され感染経路が不明であること等、深刻な状況が続いております。このような現状を踏まえ、引き続き保育園（所）・認定こども園の登園自粛要請期間を延長し、保育料について下記のとおり取り扱うことといたしましたので通知します。

記

1 基本的な考え

園は開園としますが、お子様の家庭での保育が可能となり登園を自粛された場合は、保育料を還付します。

2 対象期間の延長

令和2年5月9日（土）から5月31日（日）までの期間を延長します。

3 保育料について

対象期間（令和2年4月20日から5月31日まで）の保育料は、一旦納付していただいたあと、登園を自粛された日数により1日単位で日割り計算し還付します。

(担当課) 津山市こども保健部こども保育課

TEL 0 8 6 8 - 3 2 - 7 0 2 8